

### 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 令和8年度 納税通知書・決定通知書を発送します

発送日は下表のとおりです。発送日から1週間経っても届かない場合はお問い合わせください。令和8年度より保険料、保険税の封筒の色が白色に変更になりました。

種別	対象	発送日	問合せ
介護保険料	清瀬市の介護保険の資格をお持ちの65歳以上の方	7月10日(金)	介護保険課管理係 ☎042-497-2079
	※年金天引きまたは口座振替で納付の方は「介護保険料額決定通知書」、納付書で納付の方は「介護保険料納入通知書」		
国民健康保険税	清瀬市の国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主	7月13日(月)	保険年金課国保係 ☎042-497-2048
後期高齢者医療保険料	清瀬市の後期高齢医療制度の資格をお持ちの方		

#### ◆介護保険料 減免申請

所得段階が第2・3段階で世帯の収入額などの要件に該当した方  
【申請方法】介護保険課窓口にある申請書に必要事項を記入し、直近3か月の収入が分かるもの、預貯金の額が確認できるすべての通帳、家賃支払額を確認できるものを添付して申請

【4月に遡った申請期限】7月31日(金)

#### 【東京都シルバーパス購入予定の方(70歳以上の方)】

東京都シルバーパスを購入予定の方で、介護保険料の納入通知書(決定通知書)を所得確認資料として使用する予定の方は、通知書を紛失しないようにご注意ください(再発行不可)。

☎介護保険課管理係☎042-497-2079

#### ◆国民健康保険税

納税義務者は住民票上の世帯主です。世帯主が加入していなくても、ご家族が加入している場合は、世帯主宛に発送します。

☎保険年金課国保係☎042-497-2048

#### ◆後期高齢者医療保険料

保険料率は2年ごとに見直しされ、東京都内で均一です。

☎保険年金課高齢者保険係☎042-497-2050

### 後期高齢者医療制度 資格情報のお知らせまたは資格確認書を発送します

現在ご使用の資格確認書(藤色)の有効期限は令和8年7月31日までです。令和8年8月1日からご使用いただける「資格情報のお知らせ」または新しい「資格確認書」(いずれも有効期限=令和9年7月31日)を7月16日(木)に発送します。上記のうちどちらがお手元に届くかは、下表を参照してください。お手元に届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合など記載内容をご確認ください。



詳しくはこちら

☎保険年金課高齢者保険係☎042-497-2050

発送物	対象者	発送方法
資格情報のお知らせ(白色)	以下のすべての条件を満たす方 ①令和8年8月1日時点で84歳以下の方 ②マイナ保険証(保険証として利用登録したマイナンバーカード)を保有している方 ③過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用した方 ④おおむね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある方	普通郵便
資格確認書(水色)	上記の条件を満たさない方	特定記録郵便

### 婚活お悩み相談会

「婚活を始めたいけど、何から始めれば良いかわからない」「出会いの機会が少ない」「婚活がうまくいかない」そんな悩みを専門家に相談してみませんか?婚活に関する不安や悩みについて、婚活コンシェルジュが個別にお話を伺います。相談は無料・予約制・秘密厳守です。婚活中の方はもちろん、これから婚活を考えている方もお気軽にご相談ください。



詳しくはこちら

☎都内在住・在勤・在学の結婚を希望する独身の方またはそのご家族。先着6人(一人20分)☎7月11日(土)午後1時30分~4時30分 場 清瀬けやきホール 費 無料 ☎7月8日午後5時までにQRコード内申込みフォームで ☎市民協働課協働係☎042-497-1803

市報6月15日号2面に記載の2面「春の叙勲」記事内「瑞宝双光章」受章者 網本義峰さんのご経歴に誤りがございました。

【正】元 警察庁技官【誤】元 警視庁技官  
訂正しお詫びいたします。

### 国民健康保険に加入している、70歳から74歳の方へ

7月下旬に、マイナ保険証の登録有無(6月末時点の状況)に応じて負担割合を記載した新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。現在お使いの資格確認書は7月31日までお使いいただき、それ以降は破棄してください。

種別	マイナ保険証登録ありの方	マイナ保険証登録なしの方
7月下旬に届くもの	資格情報のお知らせ(A4サイズ)有効期限1年	資格確認書(カードサイズ)有効期限1年
8月1日以降に医療機関で提示するもの	マイナ保険証(+資格情報のお知らせ)	資格確認書
限度額適用認定証・標準負担額減額認定証	マイナ保険証を利用する場合、原則不要※	これまでどおり申請が必要

※長期入院で所得区分が「低所得2」の方は、マイナ保険証を利用しても、食事代の減額を受けるためにこれまでどおり申請が必要です。昨年「限度・減額認定証」を交付した方には申請書をお送りします。

### マイナ保険証の利用登録はしたが、マイナ保険証での受診が困難な方

マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での医療機関の受診が困難な方(高齢者、障害者、施設入所者の方など)には、申請により資格確認書を交付します。申請は市ホームページから申請書をダウンロードし郵送するか、直接窓口で行ってください。申請の際はマイナンバーカードなど本人確認書類をご用意ください。

☎保険年金課国保係☎042-497-2047

【マイナンバー総合フリーダイヤル】☎0120-95-0178

(平日=午前9時30分~午後8時、土・日曜日、祝日=午前9時30分~午後5時30分)



詳しくはこちら

### 国民年金保険料の納付が困難な方へ(免除申請・納付猶予)

申請には、被保険者、その配偶者、世帯主それぞれの所得を確認しますので、令和8年度の市・都民税の申告を事前に済ませてください。

【制度の種類】①免除、②納付猶予(50歳未満の被保険者)、③退職による特例免除、④学生納付特例

【受付期間】①~③は7月1日~受付開始、④は受付中

※いずれもマイナポータルから電子申請ができます。詳しくは日本年金機構またはマイナポータルホームページをご確認ください。

☎保険年金課年金係☎042-497-2049



日本年金機構ホームページ



マイナポータルホームページ

### 東京都シルバーパス 更新手続きのご案内

現在、東京都シルバーパスをお持ちの方には、一般社団法人東京バス協会から「東京都シルバーパス更新手続きのご案内」が郵送で届きます。詳しくは、同封の案内をご確認ください。

また、令和8年10月の更新にあわせて、東京都シルバーパスは磁気カードからICカード(PASMO\*)に移行します。これにより、タッチ乗車や自動精算などがスムーズになります。

<シルバーパス費用・対象者> ※PASMOは(株)パスモの登録商標です。

購入費用	対象者
1,000円	①令和8年度の住民税が「非課税」の方 ②令和8年度の住民税が「課税」ではあるが、令和7年の合計所得が135万円以下の方
12,000円	令和8年度の住民税が「課税」の方で、上記②に該当しない方

☎(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話☎03-5308-6950  
(平日午前9時~午後5時)

※新規発行をご希望の方は、満70歳を迎える月の初日から、最寄りのバス案内所などでお申込みください。

※市役所では東京都シルバーパスの発行・更新などの手続きは行っていません。清瀬駅北口アミュービル前にある西武バス清瀬駅北口案内所など、最寄りのバス案内所までお問い合わせください。

### 市内への新規出店を応援します!

出店のために必要な店舗の改装工事費用の一部を補助します。

☎市内の中小企業者で、店舗用物件を所有している方または賃借して店舗を営んでいる方(開業予定含む)

【申請期間】7月1日(水)~令和9年2月26日(金)(予算上限に達し次第、受付終了)

【主な条件】新規出店に係る店舗の改装工事。市内の事業所で施工する税込10万円以上の工事(その他にも個別条件がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください)

【補助額】新規出店に係る店舗の改装工事費用の2分の1~3分の2(上限50万円) ☎清瀬商工会☎042-491-6648



詳しくはこちら